

## 平成 29 年度第 2 回瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 午後 2 時～午後 2 時 55 分

2 会場 瀬戸市役所 北庁舎 5 階 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

出席 14 名

欠席 2 名

(2) 事務局

出席 8 名

4 議案

第 1 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について

第 2 号議案 名古屋都市計画地区計画の決定について

第 3 号議案 名古屋都市計画地区計画の変更について

第 4 号議案 名古屋都市計画特別工業地区の変更について

第 5 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について

第 6 号議案 名古屋都市計画公園の変更について

5 議事録

午後 2 時開会

<事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「平成 29 年度第 2 回瀬戸市都市計画審議会」を始めます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りましてありがとうございます。開会にあたりまして都市整備部長の加藤より、ご挨拶申し上げます。

<都市整備部長>

改めまして、こんにちは。都市整備部長の加藤でございます。本日は今年度第 2 回となります瀬戸市都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題は 6 件ございまして、第 1 号議案及び第 2 号議案は、赤津南地区の暫定用途地域の解消に関するものでございます。

第 3 号議案及び第 4 号議案は、「都市の緑空間の保全・活用によって潤いのある豊かなまちづくりを推進する」ために、都市緑地法等の一部が改正されたことに伴うものでございます。

第 5 号議案は、生産緑地法に基づき制限の解除を行ったものなどに伴うものでございます。

最後に、第 6 号議案は、小中一貫校の整備に伴うものとなっております。

第 1 号議案から第 3 号議案と第 5 号議案、第 6 号議案が審議案件で、第 4 号議案が報告案件となっておりますので、よろしくお願いたします。

<事務局>

続きまして、審議会の成立につきましてご報告いたします。

本日は16名の委員のうち2名からご欠席のご連絡をいただいております。瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、委員の過半数の出席を得ておりますので、審議会が成立していることを報告いたします。

また、本日の傍聴者は3名でございます。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項に基づきまして、ここからの議事につきましては、磯部会長に議長をお願いいたします。

<議長>

みなさん、こんにちは。会長を務めております磯部でございます。よろしくお願いいたします。

2018年になりまして、都市計画を考えた時に何があるかと言いますと、本日都市計画審議会を開催していますけれども、その元になっている法律ができたのが50年前の1968年ですから、50周年という形になっております。では、この50年間何も変更せずに来たのかというと、とてもいろいろ変更しながら、改正しながら、やってきております。それは、時代の流れに合った形にしていかなければならないということでございます。実は本日の案件も、昨年国会で審査されて、都市計画法の一部が変更となっております。それを受けての微調整というものも入っております。

そして、時代とともに都市計画は変わっていきますので、先取りをした都市計画ということも必要です。法律でいろいろなことが決められていますけれども、このまちをどうしていけば良いのかということ、地元からするとこのまちをどうしていきたいのかということの両方を皆さんと一緒に都市計画を考えていきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

では、座って議事を進めていきたいと思っております。

まず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項により議長が指名した2名とありますので、本日は寺田委員、石神委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は議案が6件ございます。慎重な審議をお願いしたいと思います。ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。それでは、事務局から第1号議案について説明を求めます。

<事務局>

都市計画課長の富田です。よろしくお願いいたします。説明は座ってさせていただきますのでご了承ください。

それではまず、第1号議案について説明をいたします。1-1ページをご覧いただきたいと思っております。こちらのページが用途地域の変更の計画書となっております。中に示した数字は変更後の面積等を示しております。

次に、1-2ページをご覧ください。今回用途地域の変更をいたします理由について述べております。1つめに、高精度であります「電子国土基本図」による面積計測及び瀬戸市都市計画基本図のデジタル化に伴い、用途地域面積を変更するもの、また、赤津南地区において住居環境を保持しつつ、地区の生活利便施設等を配置し、この地区の歴史や伝統、文化を継承した職住近接の土地利用の誘導を図る用途地域に変更するものでございます。

次に、1-3ページをご覧ください。赤津南地区の位置を示しております。東海環状自動

車道せと赤津インターチェンジ直近の約 36ha が変更する区域でございます。

次に 1 - 4 ページでございます。こちらが計画図になりますが、主要地方道瀬戸設楽線沿いの約 14.1ha、図面上薄い水色で着色された部分を準工業地域に、その南側の赤津川沿いの約 21.9ha を第一種住居地域に変更する案となっております。

次に 1 - 6 ページの理由書をご覧ください。測量精度が向上したことによる変更に伴い、変更前の合計面積が 2655.10ha、変更後の合計面積が約 2610.4ha となっております、それぞれの用途地域も少しずつ面積が変更となっております。

次に、1 - 7 ページをご覧ください。赤津南地区の概要でございますが、2 の当該都市計画の都市の将来像における位置づけをご覧ください。こちらに記載しました通り、都市計画マスタープランでは、都市像を実現するための政策として、「良好な居住環境の提供」を示し、全体構想の都市整備の方針では当該地区を土地利用検討ゾーンに位置付け、「赤津南地区及び品野中部地区においては、暫定用途地域を解消し、建築物の建て替えによる耐震化や道路の拡幅、民間開発を促進します。」と記載しております。また、地域別構想の分野別方針では、「土地利用検討ゾーンである赤津南地区では、暫定用途地域の解消を図り、建築物の建て替えによる耐震化や道路の拡幅、民間開発を促進します。」としております。次にその当該都市計画の必要性でございますが、当該地区は、土地地区画整理事業による面的な公共施設整備に備え、昭和 55 年から用途地域が住居地域からダウンゾーニングされまして、現在は第一種低層住居専用地域、容積率を 50%、建ぺい率を 30%、建築物の高さの制限を 10m に定めた地区でございますが、面整備につきましては新しい居住者もいることもあり、今後も地元地域の合意が期待できず、建て替えや増築が現在の制限では難しくなっております。また、未利用地の活用が進まないなど地域全体の課題が存在しているところでございます。この暫定用途地域の解消を図るため、地域に必要な都市施設が不足していることなどの課題を地域で把握したうえで、現状のまま用途地域を変更することに対し、地元合意、具体的には 75.3% の合意を得ることができましたので、用途地域の変更をしたいと考えております。

次に 1 - 8 ページでございます。4 の当該都市計画の妥当性の部分の施設の配置でございますが、準工業地域に変更する区域、約 14.1ha は、北側に隣接する準工業地域との連続性や、これまでの赤津焼の窯元、また、やきものの関連施設による歴史や伝統、文化の維持・継承のための職住近接の土地利用が図られるところでございます。また、第一種住居地域に変更する区域、約 21.9ha につきましては、東側の隣接地や西側に近接する第一種住居地域との連続性や、住居の環境を保護しつつ、地区の生活利便施設等を誘導することができ、持続可能な都市づくりが図られるというところから、本都市計画変更案は妥当であると考えております。

なお、本件につきましては、都市計画法第 16 条第 1 項に基づき、説明会を平成 28 年 10 月 6 日から計 15 回ほど開催しております。また、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく縦覧を平成 29 年 12 月 6 日から 20 日までの 2 週間実施いたしました。縦覧者は無く、意見書の提出もありませんでした。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございます。ただいま、第 1 号議案についてご説明をいただきましたけれども、何かこの件についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

<委員>

確認をさせていただきたいのですが、住民の方たちに説明会を一昨年から行われ、地元合意が 75%

以上ということですが、確かに愛知県は80%の合意が必要であるかと思えます。また、説明会の中で、概ね住民の方々の合意はある中でも、例えば反対の意見があったのであれば、どんな意見が出されたのか説明をしていただけますか。

<事務局>

合意が80%とおっしゃられたのは土地区画整理事業の話だと思います。県の運用上約85%を区画整理事業の場合は求めておりますが、法律上は3分の2以上が必要となっております。今回の変更につきましては、ガイドライン上3分の2以上の合意が必要ということになっておりますが、それに対してアンケートを行っております。アンケートの項目といたしましては、3つの問いを用意しております。1つ目は、「土地区画整理事業の実施や民間開発等による都市基盤施設の整備が確実にされた時点で解消する」にお答えいただいたのが3.1%、次に、「道路や公園など地域に必要な都市基盤施設等の一部、または、その都市基盤施設のゾーニング図による地区計画を定め解消する」とお答えいただいたのが4.9%、そして、「地区計画を定めず、現状のまま速やかに暫定用途地域を解消し、建築物の建て替えや増築、民間開発等による土地利用を促進する」とお答えいただいたのが75.3%でございます。また、全体の回答率は86.3%でございます。

そして、反対意見でございますが、やはり面整備を行った方が良いのではないかという方も少数ながらいらっしゃいました。また、昭和55年の頃から実施しておけば良かったという後悔の念のようなものはありましたが、暫定用途地域を解消するという事は地元の悲願でございましたので、方向性について反対のご意見というものは記憶にないところでございます。

<議長>

よろしいでしょうか。では、続けてお願いします。

<委員>

暫定用途を変更し、用途地域を指定するわけですが、その結果、税関係について変わってくると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

<事務局>

当該地区は、既に市街化区域に入っており、土地利用がされておりますので、用途地域が変更されたことで直ちに税が上がったり下がったりということはありません。窯町でも用途を変更しましたが、そういった状況は起きておりません。ただ、売買等が盛んになって大きくこの土地の価値が上がった場合、路線価に影響するような状況になった場合については税金が上がるということも考えられます。

<委員>

地権者の方もそこまで理解されているということでよろしいでしょうか。

<事務局>

今までの議論の中でも同様の質問がありましたが、同じようなお答えをさせていただいて、御理解をいただいているところでございます。

<議長>

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

この案件は大きく分けて2つありまして、1つは用途地域面積を図り直したら若干違っていたので直すというのが1つでございます。これは、昔の測量で行ってきておりますし、更に、山などはなかなか正確な測量がしにくかったところが最近の技術で正しいものになったので入れ替えるといった話でございます。2つめは赤津南地区でありまして、暫定用途地域というのは都市計画の1つの方法論

の名前であります。先程議論に出ましたような土地区画整理では、面整備で区画を直し、大きな建物を建てることのできる土地に変えたいという気持ちがあったが、うまくいかなかったという経緯があったようです。地域の意見を聞くと、建物をあまり建てることのできないという制限を外して、普通の状況にしようというような案件でございます。

何かみなさんの方からありますでしょうか。

<委員>

昭和55年の時にはまだ右肩あがりの成長の時期で、郊外に宅地がどんどんと開発されていた時期で、この時期にはおそらく新たな需要を見込んで将来こういったところに新しい宅地が開発されて良好な居住地がつけられていくことを考えられたのだと思うのですが、今現在になってみると、人口減少がすでに始まっていて、特に郊外部から人がどんどん少なくなっていて、これからこういったところが整備され、人が住みついていくということに関しては非常に現実的ではなくなってきています。地元の人はおそらくそういうことをよく知っているのです、現実に合わせて、地元の人が生活しやすい空間に変えていくということは、理にかなっていて妥当であると思いますので、特に私は反対意見はございません。妥当であると思っております。以上です。

<議長>

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

よろしければ、採決に移りたいと思います。第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」について、原案通り賛成の方は挙手を求めます。

全員賛成ということでございますので、第1号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第2号議案についての説明を求めます。

<事務局>

それでは、第2号議案「名古屋都市計画地区計画の決定」について、ご説明いたします。2-1ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが都市計画赤津南地区計画の計画書となります。名称は赤津南地区計画。位置は瀬戸市太子町、新明町、小空町、東明町、西窯町、中畑町、赤津町、窯元町の各一部。面積は約36haでございます。地区計画の目標は、最後の段落でございますが、やきものの歴史や伝統を守りつつ、周辺の自然環境との調和に配慮した住宅地の形成と保全を図ることを目標としております。

次に、区域の整備開発及び保全の方針の土地利用の方針におきましては、まずA地区については、赤津焼の窯元ややきもの関連施設による歴史や伝統、文化の維持・継承を図るため、職住近接の土地利用を図る。B-1地区は、住居の環境を保護しつつ、地区の生活利便施設等を配置することのできる土地利用を図る。B-2地区は、今後も優れた住居の環境の保護を図る土地利用とするとしております。また、建築物等の整備の方針では、建築物等の用途の制限及び建築物の容積率の最高限度を定めるとしております。

次に、2-2ページをご覧ください。地区整備計画のうち建築物等に関する事項でございますが、地区をA地区、B-1地区、B-2地区に区分してしております。2-5ページをご覧くださいませと、地区の区分が確認できます。先程、用途地域の変更で準工業地域と申し上げたところがA地区でございます。B-1・B-2地区が第一種住居地域でございます。新明町の一体開発がされたB-2地区を除くところをB-1地区と位置付けております。

もう一度 2-2 ページをご覧くださいと、A 地区につきましては、約 14.1ha の中に次に掲げる建築物は建築してはならないということで、用途地域の制限に加え、地区計画で更なる用途の制限をしております。1 から 8 までは、遊戯施設や風俗施設を規制しております。また、9 の倉庫、10 の畜舎や、11 の 1 万㎡を超える店舗、12 の陶磁器、ガラス、木材加工品の製造を営む工場その他これらに類するもの以外の工場は建築してはなりません。また、危険物の貯蔵又は処理に供するものを A 地区では用途地域の制限に加えて制限したいと考えております。次に B-1 地区でございますが、A 地区と同様、遊戯施設を制限するとともに、畜舎や陶磁器関係以外の工場、また、危険物の貯蔵・処理に供するものを排除するものとします。さらに B-2 地区 1.7ha につきましては、現在の第一種低層住居専用地域と同等レベルにするために、次に掲げる建築物以外は建築してはならないとしておりまして、住宅や、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、政令第 130 条の 3 で定める兼用住宅ということで、主に住宅が立地できるような地区計画を定めることとしております。

次に、2-6 ページの理由書をご覧くださいと思います。1 の都市の将来像における位置づけにつきましては、先程用途地域の変更で説明したものと同様になっております。2 (1) の当該都市計画の必要性につきましても、2 段落目、3 段落目は用途地域の変更と同様となっております。(2) の当該都市計画による効果でございますが、2-7 ページをご覧くださいと、A 地区は陶磁器製造関連工場以外の立地を制限しまして、これまでの赤津焼の窯元ややきもの関連施設における歴史や伝統、文化の維持・継承のための職住近接の土地利用が図られるということでございます。また、B-1 地区につきましては、既存の住居を保護しつつ、地区の生活利便施設等を誘導することができ、持続可能な都市づくりが図られます。また、B-2 地区は建築物等の用途の制限及び建築物の容積率の最高限度を定めることで、今後もゆとりのある優れた住居の環境の保護が図られるということにしております。

1 つ説明をし忘れまして。2-2 ページでございますが、1 番下段の建築物の容積率の最高限度とありますけれども、B-2 地区については、用途地域の制限では建ぺい率 60%、容積率を 200%としておりますが、そのうち容積率を 100%に制限するというのをこの地区計画で定めることとしております。

なお、本件につきまして、都市計画法第 16 条第 1 項に基づき、説明会を平成 29 年 8 月 3 日はじめ計 3 回開催しております。また、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく縦覧を平成 29 年 12 月 6 日から 20 日までの 2 週間実施し、縦覧者は 1 名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございます。この第 2 号議案は第 1 号議案と同じ地域での話でありますけれども、この地区計画というものを定めて、きめの細かい政策を実施していこうということでございますけれども、皆さまからご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

<委員>

この地区計画というものは、このような地区にしていくという定めであるかと思いますが、気になることがございまして、この B-1 地区が一番面積が広い訳ですけれども、内容を見ますと、B-1 地区は既存の住居の環境を保護しつつ、地区の生活利便施設等を誘導することができる土地利用ということは、つまり具体的には商業施設と言いますか、例えばコンビニなどが設置することができるということでよろしいでしょうか。

また、もう1点でございますが、「住居の環境を保護しつつ」ということは、住宅も建設できるということですが、先程他の委員の方もおっしゃっていましたが、人口減少が進んでいく中で、住宅街を増やしていくことも良いのですが、プライオリティーというものがございまして、瀬戸市が多額の投資をした区画整理に対する都市整備ということが最重要になるかと思うのですが、そのあたりとの兼ね合いはいかがでしょうか。瀬戸市としてどう考えているのが整理できているのであれば意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

<事務局>

塩草地区の土地区画整理事業につきましては、平成14年から行ってまいりまして、約15年が経過し、28区画の保留地の売却を残すのみとなっております。概ね事業は進んでいるところでございます。赤津南地区は、地域の皆様が現在の用途地域のままでは建て替えもできないと言っており、建て替えができないとセットバックもできない、そうしますと道路の確保もままならない状況となっております。まずは用途地域の緩和をすることで、住んでいらっしゃる方の建物の更新に重きを置いたところでございます。また、そうしながらも民間の開発が誘導されるような用途地域にしておるところでございますので、御理解をいただきたいと考えております。

<議長>

小さな商業施設の立地についてはいかがでしょうか。

<事務局>

地区計画にも定めましたが、1万㎡以下の店舗については可能となっておりますが、実態を見ますと、それだけ大きい区画がありませんのでなかなか難しいとは思っております。今のところ赤津地域に店舗が1件ある状況ですので、地域の皆さんもそこは望まれており、この用途地域の制限としたところでございます。

<議長>

他はよろしいでしょうか。では、議決に移ります。

第2号議案「名古屋都市計画地区計画の決定」について、原案のとおり賛成の方は挙手を求めます。

全員賛成ということでございますので、第2号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により、原案どおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第3号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第3号議案「名古屋都市計画地区計画の変更」について、ご説明いたします。

3-1ページをご覧いただきたいと思っております。都市計画塩草西地区計画を次のように変更することとございまして、変更の部分につきましては3-2、3-3ページをご覧いただきたいと思っております。3-2ページのD-1地区の欄の建築物等の用途の制限をご覧いただきますと、4のところに「建築基準法別表第二(り)項」とあります。ここはもとは「(ち)項」でありましたが、今回「(り)項」に変更となります。また、3-3ページをご覧ください。「壁面の位置の制限」の欄のD-1地区の1をご覧いただきますと、「法別表第2(と)項第四号及び(ぬ)項」とありますが、この「(ぬ)項」について以前は「(り)項」であったものを「(ぬ)項」に改めます。また、D-2地区の1にあります「(ぬ)項」につきましても、「(り)項」を「(ぬ)項」に変更するというものでございます。

その理由につきまして、3－7ページでご説明をいたします。理由書の1にございますように、都市計画変更の必要性でございますが、建築基準法の改正によりまして、新規用途地域である「田園住居地域」が追加されることによる関連条文の変更に伴う塩草西地区計画の地区整備計画、これに関連しまして建築条例をもっておりますので、条例の一部改正もしていきたいということでございます。内容につきましては、2で整理をさせていただいております。

なお、本件につきまして、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を平成29年12月6日から20日までの2週間実施し、縦覧者は無く、意見書の提出もございませんでした。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。こちらについて何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

法律が変わり、参照されるべき条文の別表の記号が変わったので、都市計画審議会で決めた文章の一部を直さなければならないということで、この案件は上がっております。本質的な中身は変わっていないということでございますけれども、何かございませんでしょうか。

では、第3号議案「名古屋都市計画地区計画の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成ですので、第3号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第4号議案について説明を求めます。

<事務局>

第4号議案「名古屋都市計画特別工業地区の変更」についてご説明をいたします。

お手元の資料の4－6ページをご覧くださいと思います。本市で特別工業地区を定めました、山の田地区と小田妻地区の変更でございますが、建築基準法の改正によりまして、新規用途地域であります「田園住居地域」が追加されることになり、計画書の変更はありませんが、特別工業地区の建築条例を変更するものです。こちら、変更前は「(ぬ)」であったものを「(る)」に変更します。

また、次の4－7ページをご覧くださいますと、2の表の中でございますが、変更前は「(る)」で表記していたものを「(を)」に、「(を)」で表記していたものを「(わ)」に変更するものでございます。なお、本件につきまして、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を平成29年12月6日から20日までの2週間実施し、縦覧者は無く、意見書の提出もありませんでした。

説明は以上となりますが、本議案につきましては、都市計画の変更はなく、建築条例のみを改正することとなり、報告案件とさせていただきますので、ご承知おき願いたいと思います。以上です。

<議長>

ありがとうございます。この案件は先ほどの3号議案と似たような形で、国の法律が変わったので直さなければならないものですが、この都市計画審議会で定めた文章の変更ではないということです。あくまでも報告として議案に上がったものでございます。何かご質問等はよろしいでしょうか。よろしければ、このまま次の議案にいきたいと思います。

続きまして、事務局から第5号議案について説明を求めます。

<事務局>

第5号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明をいたします。

5-1ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが計画書となりますが、生産緑地地区を現在約21.7ha指定しておりますが、これを約21.3haに変更するものでございます。理由は次に記載してございますが、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、また、公共施設等の敷地となったもの並びに地積更正で面積が変更したのものについて、一部区域を変更するものでございます。変更する区域につきましては、5-2、5-3ページで位置を示し、5-4から5-7ページに区域を示しており、黄色の着色したところが、生産緑地地区から除外する部分となっております。

次に5-10ページをご覧くださいませと思います。こちらが変更後の状況調書となっておりますが、変更前の団地数が141団地、面積は21.7haでありましたが、団地数ですと3団地、面積ですと0.5ha減少しまして、変更後の団地数が138団地、面積が21.3haとなっております。箇所別の内容につきましては、団地番号の11-7-1、11-7-2、12-22-2、12-45-4が主たる従事者の死亡または故障による買取りの申出から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったものでございます。11-13-5の指定の部分につきましては、地積更正に伴い面積が変更となったもの及び、公共施設等の敷地となり、面積及び所在地が変更となったものでございます。

なお、本件につきましては、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を平成29年12月6日から20日までの2週間実施しまして、縦覧者は1名で意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

<議長>

ただいま、第5号議案について説明していただきましたけれども、これについて何かご質問、ご意見ありましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。よろしければ採決に移らせていただきたいと思っております。

第5号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成でございますので、第5号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局より第6号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは第6号議案「名古屋都市計画公園の変更」についてご説明申し上げます。

資料の6-1ページをご覧ください。都市計画公園中5・5・105号東公園を次のように変更いたします。昭和54年に総合公園として都市計画決定した東公園の一部区域を廃止いたしまして、面積を約18.2haに変更するものでございます。面積以外の項目、種別、名称、位置の変更はございません。

資料の6-2ページをご覧ください。変更の理由は、新設する小中一貫校の整備用地とするためでございます。当該都市計画公園の一部区域、面積約3.3haを廃止するものでございます。続きまして、資料6-3ページの総括図をご覧ください。用紙真ん中下部分の濃い緑と黄色で示してございますが、中山町と一里塚町に位置しております。濃い緑で着色された部分が変更後も公園として残る区域、黄色で着色された部分が今回一部廃止される区域でございます。

続きまして、6-4ページの計画図をご覧ください。今回廃止される黄色着色の区域、面積約

3. 3ha の場所には、野球場、テニスコート、多目的広場、駐車場などがありまして、これらが同時に廃止されるということとなります。

続きまして、6－5 ページの資料をご覧ください。今回の都市計画公園の変更でございますが、上位計画である都市計画マスタープランや、関連計画である瀬戸市公共施設等総合管理計画などと整合が図られており、都市の将来像を踏まえて変更をするものでございます。また、公園に関する都市計画に関しましては、レクリエーション、環境保全、防災、景観形成という4つの観点から整備を図り、都市の健全な発展と都市活動の確保を目的として定められているものでございまして、当該公園も、これら4つの機能を有してきたものでございます。

6－6 ページをご覧ください。今回、公園区域の変更によりまして、レクリエーション機能と防災機能の2つの機能が失われることとなります。そのため、レクリエーション機能につきましては、他の公園施設への利用誘導や学校施設の休日利用、また、防災機能につきましては、新設学校用地の避難場所としての再指定等の各種方策によりまして、地域全体としての機能低下を防いでまいりたいと考えております。

一方、計画変更後も公園区域として継続利用される部分につきましては、従前と変わらず環境保全機能と景観形成機能を保持し続けまして、新設される小中一貫校に隣接する緑地・樹林地として、生徒・児童の環境学習の場としての利用や地域の方々の学校と一体となった地域活動も想定されており、新たな公園利用者の創出が見込まれるものと考えております。

なお、本件につきましては、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を平成29年11月13日から27日までの2週間実施いたしまして、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。第6号議案について説明をしていただきました。これについて皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

<委員>

議会の中でも伺ったことがあるのですが、その時は明確な答えが出なかったのですけれども、6－6 ページで説明のありました、廃止した後のレクリエーション機能の確保について、失うのはテニス場とサッカー場と野球場ということですが、理由書には機能確保と記載がありますが、具体的にどこに確保するのでしょうか。サッカー場ですと、市内に場所が十分整備されていない中で、どういったように確保を考えられているのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

<議長>

レクリエーション機能が失われてしまいますので、それにあたっての代替措置の具体的な話ということですが、事務局お願いします。

<事務局>

具体的にどこという話ではないのですが、基本的に市民公園だとか北スポーツ公園のテニス場であったり、既存の施設がありますのでそちらを活用しつつ、統廃合をすることによって生まれる既存の小学校のグラウンド等を活用して、利用状況を見ながら機能の確保に努めるということをお聞きしております。

<委員>

その場合は所管が違うので、学校を使う場合には維持管理課ではなく、学校に話をしなければ

ならないわけです。申込先が変わるわけですが、そのあたりまで配慮はされてますよね。

<事務局>

今のスポーツ施設を管理している部署は交流学び課になるため、交流学び課と学校教育課で調整をさせていただきながら、別の施設を使わせていただくのであれば、うまく使える状況で確保していくことができるよう努めていくと聞いております。

<委員>

具体的に利用者の方は理解できているか。代わりの場所や申し込みのやり方も含め、利用者は分かっているのでしょうか。

<議長>

今後の話かもしれませんが、今わかる範囲でお願いします。利用者に対して、不便にならないように配慮した方が良いのでは、という委員のお考えであると思いますので、そこに関して回答をしていただけたらと思います。

<事務局>

現時点では、このように申し込んでくださいとか、このように利用してくださいというところまでは、利用者にも周知されていない状態です。

<委員>

小中一貫校の新設は良いのですが、それによって失う施設でありますので、代替機能のことまで一体で考えなければならぬと思います。工事が始まるのが今年ですので、もう時間がないと思うのですが、そこはどうするのでしょうか。

<議長>

一番大切なのは、今まで利用されていた利用者に対して、不便にならないように配慮をすべきではないですかということだと思いますので、それに対して市としてどのように考えているのか、お願いします。

<事務局>

施設の利用方法につきましては、しっかりと周知をしていきたいと考えております。

<委員>

行政が主体的に小中一貫校を行っていくわけですから、当然これまで使っていた人たちの利便性を失ってはいけません。つまり、これは行政サービスで、これまで何十年も公共施設として使ってくださいと言っていたものを失うということになるので、対応をきめ細かく行うということで、そこはきちんと配慮しなければいけないと思うのですが、どのようにそれを周知するのでしょうか。周知の仕方までは落とし込んでいないのでしょうか。これから考えるのでしょうか。

<事務局>

現時点では、そこまでは落とし込んでおりません。

<議長>

委員の質問は、今後考えるかどうかということで、現時点で考えていないのであれば仕方ないのですが、今後どうするかというお答えがあると良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

<事務局>

今ある既存の施設の有効利用とともに民間の施設や学校の跡地の利用を早急詳細に詰めていきたいと考えております。

<委員>

都計審というのは、単に制度が変わりました、こういうふうには線引きしましたから変えてくださいということ、それで「イエス」と言っているわけではないのです。変更することで失う機能があるのですから、当然市民生活に何らかの影響が出る場合がある。主体的にサービスを提供している行政側が学校をつくるために公園をなくすわけで、十分面積があるから良いということではなくて、利用をしている人たちに一体で配慮をするのが行政機関ではないのか、という趣旨で聞いたわけです。計画が変わるから仕方がないということではないです。

<事務局>

そのあたりに関しましては、委員のご指摘のとおり、不便にならないように検討を進めておるところでご理解いただきたいと思っております。

<議長>

意見というより要望でもありますので、市民生活に不便にならないようにということは、都市計画の大前提なので、それを目指してやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

では、第6号議案「名古屋都市計画公園の変更」について原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。ありがとうございます。

全員賛成でございますので、第6号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により、原案のとおり可とすることと決しました。

以上で本日予定しておりました議案についてご審議いただき、全て決しましたが、その他委員の皆様よりご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、次第3に移ります。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、本日お諮りいただきました都市計画案の今後の手続きについてご説明します。

本日全て可ということでご審議いただきましたものですから、今後都市計画案について、愛知県知事と協議をいたします。知事からの回答をいただいた後、第6号議案公園の変更につきましては2月中旬に、その他の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第5号議案につきましては、4月1日の告示を予定しておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

<議長>

ありがとうございます。事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいでしょうか。

他になければ、以上をもちまして、平成29年度第2回瀬戸市都市計画審議会を終了とさせていただきます。

本日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時55分閉会